



平成 20 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 アイフル株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 福田 吉孝  
(コード番号 8515 東証第 1 部・大証第 1 部)  
問 合 せ 先 広報部長 香山 健一  
(TEL. 03-4503-6050 (広報部) 03-4503-6100 (IR 室))

第三者割当による新株式の発行並びに  
ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付) の発行  
に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 13 日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株式（以下「本第三者割当増資」という。）の発行（払込金額約 500 億円）並びに 2010 年満期 A 号乃至 G 号ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（A 号乃至 G 号を合わせて以下「本新株予約権付社債」という。）の発行（払込金額合計 700 億円）を決議いたしましたので、その概要につき、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債につきましては、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」及び大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」に定められるMSCB等には該当いたしません。また、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」に定められるMSCB等にも該当いたしません。

記

I. 本ファイナンスについて

1. 本第三者割当増資並びに本新株予約権付社債の発行の目的

消費者金融業界を取り巻く環境は、貸金業規制法改正の影響による営業貸付金残高の減少、貸倒コストの増加、利息返還請求の高止まり等、厳しさを増しております。

このような厳しい環境下において、当社グループは、当面の事業リスクの増大に対し、与信の厳格化による貸倒コストの減少や、任意ゾーン金利の撤廃による利息返還金発生を終息を図る等の施策を推進することにより、収益構造の適正化・安定化を図ります。更に、業界再編の中において、競争を勝ち抜き、トップライン増加・シェアの拡大を実現し、再び成長ステージに移行することを目指しております。

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

当面の厳しい環境を乗り越え「再成長ステージ」へ移行するため、昨年度の大幅な引当金の積み増しにより減少した純資産を早急に拡充し、財務基盤を強化するとともに、持続的な再成長に必要な原資を本ファイナンスによって調達することとしました。

本ファイナンスを通じて財務基盤が強化されることによって、財務リスクが低下し、格付の維持・向上等、全般的な信用補完が期待されると考えております。

また、本ファイナンスによって調達した原資によって、既存の消費者金融事業において、「選択と集中」を行いながら、以下に掲げる事業の効率化を進めます。

- ①徹底したコスト構造改革とグループ再編
- ②与信の厳格化によるクレジットコストの低減
- ③新たなスコアリングシステムの構築と新商品の開発
- ④債権ポートフォリオの多様化の推進

債権ポートフォリオの多様化の推進については、高リスクの無担保ローンの構成比を現在の64%から中長期的に50%まで引下げ、成長分野の事業者ローン、クレジットカード事業、保証事業分野等を拡大していきます。特に、法人向けの金融ビジネスは、グループ内の事業者向けの与信ノウハウを活かすことができるため、グループ成長の新たな原動力として育成、強化していきます。

上記の施策を着実に遂行し、ROAを1.5%以上に維持できる企業体質を目指し、持続的な企業価値の向上を目指します。

#### <今回の資金調達方法を選択した理由>

今回、資金調達方法を検討するにあたり、以下に示す理由から、本第三者割当増資並びに本新株予約権付社債の発行という2つの方法を選択いたしました。

- ・ 本第三者割当増資においては、当社代表取締役社長および当社代表取締役社長の親族が全額出資する法人の100%子会社に対して、平成20年2月12日時点における終値（ディスカウントなし）を払込金額とする割当を行うことにより、オーナー経営者による経営へのコミットメント強化を図ります。
- ・ 本新株予約権付社債の発行によって、マーケットから調達を行い、資本拡充をはかりますが、昨今のサブプライム問題に端を発したマーケットの混乱の中、投資家の需要動向に左右されず確実に調達を実現するため、発行時点において広く募集することを前提としない形式を採用しました。
- ・ 本第三者割当増資により、現時点で株主資本の増強が実現できます。合わせて、以下の特徴を有する本新株予約権付社債を発行することにより、高い資本性を有する資金調達が可能となります。
  - (i) 発行日から約2年後において、当社普通株式を対価として、残存する本新株予約権付社債の全てを当社が強制的に取得します。
  - (ii) 当社の現在及び将来の全ての債務に劣後し、優先株式を含む全ての種類の株式に係る株主の請求権にのみ優先する「劣後特約」が付されています。
- ・ 本新株予約権付社債には、当社の判断により、任意のタイミングで当社普通株式を対価として本新株予約権付社債を取得することができる条項が付されております。約2年後に、新株予約権が

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

行使されていない本新株予約権付社債が残存する場合、一度に普通株式の希薄化が発生しますが、当社は市場環境や当社株価動向を鑑み、本条項を最大7回に分割して行使することにより、普通株式の希薄化のタイミングの分散を図ることが出来ます。

- ・ 本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンでの発行であるため、低コストの資金調達が実現します。

なお、本新株予約権付社債は、Nomura International plc が全額の買取引受を行い、海外特別目的会社である Leap Ltd.(ケイマン諸島法人、以下「リープ社」という。)に全額販売されるとともに、リープ社は本新株予約権付社債を担保としたアイフル株式交換社債(額面総額 700 億円)(以下「本交換社債」という。)を発行し、その全額を野村證券株式会社が買取る予定です。

## 2. 調達する資金の額及び用途

### (1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

119,315,040,000 円

### (2) 調達する資金の具体的な用途

上記第(1)に記載の差引手取概算額 119,315,040,000 円については、全額を営業貸付金等の運転資金に充当する予定です。

### (3) 調達する資金の支出予定時期

平成 20 年 3 月期及び平成 21 年 3 月期

### (4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

将来の「再成長ステージ」において、継続的なグループ発展を目指すにあたり、上記「1. 本第三者割当増資並びに本新株予約権付社債の発行の目的」に記載の施策を着実に実行できるような体制を整えるために、運転資金を拡充することが合理的であると考えます。

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

### 3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

#### (1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

決 算 期	平成 17 年 3 月 期	平成 18 年 3 月 期	平成 19 年 3 月 期
売 上 高	518,416	549,547	499,031
営 業 利 益	134,716	125,116	△163,801
経 常 利 益	135,294	126,964	△163,092
当 期 純 利 益	75,723	65,827	△411,250
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	800.36	464.84	△2,903.85
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	60.00	60.00	60.00
(1 株 当 たり 中 間 配 当 金) (円)	(30.00)	(30.00)	(30.00)
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	6,538.03	4,813.45	1,777.44

#### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 20 年 1 月 31 日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	142,035,000 株	100%
当初転換価額における潜在株式数	529,800 株	0.4%
下限転換価額における潜在株式数	－株	－%
上限転換価額における潜在株式数	－株	－%

(注) 上記潜在株式は全てストックオプションによるものです。

なお、当該ストックオプションは、行使価額が予め決まっており、行使価額の修正条項が付されております。

#### (3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	167,475,000 株	100%
当初転換価額における潜在株式数	36,135,090 株	21.6%
下限転換価額における潜在株式数	71,740,380 株	42.8%
上限転換価額における潜在株式数	18,332,445 株	10.9%

(注) 上記 3. (2) の数値に、本第三者割当増資による発行株式数及び本新株予約権付社債に係る当初転換価額、下限転換価額、上限転換価額それぞれにおける潜在株式数を反映しております。

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
始 値	8,480 円	7,850 円	3,720 円
高 値	10,650 円	8,630 円	4,110 円
安 値	7,100 円	2,750 円	1,422 円
終 値	7,790 円	3,650 円	1,966 円

(注) 平成20年3月期については、平成20年2月12日現在で表示しております。

② 最近6か月間の状況

	平成19年 9月	平成19年 10月	平成19年 11月	平成19年 12月	平成20年 1月	平成20年 2月
始 値	2,330 円	1,807 円	2,665 円	2,245 円	1,997 円	2,235 円
高 値	2,350 円	2,945 円	2,790 円	2,500 円	2,305 円	2,250 円
安 値	1,422 円	1,750 円	1,980 円	1,892 円	1,670 円	1,958 円
終 値	1,800 円	2,705 円	2,165 円	1,996 円	2,155 円	1,966 円

(注) 平成20年2月については、平成20年2月12日現在で表示しております。

③ 発行決議日における直近株価

	平成20年2月12日現在
始 値	2,025 円
高 値	2,030 円
安 値	1,960 円
終 値	1,966 円

(5) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・本第三者割当増資

発 行 期 日	平成20年2月28日
調 達 資 金 の 額	49,765,040,000 円 (発行価額: 1,966 円) (差引手取概算額)
募集時における 発行済株式数	142,035,000 株
当該増資による 発行株式数	25,440,000 株
募集後における 発行済株式総数	167,475,000 株
割 当 予 定 先	福田 吉孝 株式会社山勝

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

・本新株予約権付社債

発行期日	平成20年2月29日
調達資金の額	69,550,000,000円（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	142,035,000株
当該募集における潜在株式数	当初転換価額（1,966円）における潜在株式数：35,605,290株 下限転換価額における潜在株式数：71,210,580株 上限転換価額における潜在株式数：17,802,645株
買取予定先	Nomura International plcの総額買取引受けにより、海外特別目的会社であるリーブ社に全額販売される。

(6) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はありません。

4. 大株主及び持株比率

募集前（平成19年9月30日現在）		募集後	
福田 吉孝	19.73%	福田 吉孝	22.81%
株式会社山勝	9.40%	株式会社山勝	17.08%
株式会社丸高	8.64%	株式会社丸高	7.33%
エリオリス株式会社	7.18%	エリオリス株式会社	6.09%
メロンバンク エヌエー トリー ー クライアント オムニバス	6.77%	メロンバンク エヌエー トリー ー クライアント オムニバス	5.74%
バンク オブ ニューヨーク ジーシー エム クライアント アカウン ト ジェイピーアールディアイエス ジーエフイー エイシー	3.18%	バンク オブ ニューヨーク ジー シーエム クライアント アカウ ント ジェイピーアールディアイエ スジーエフイー エイシー	2.69%
福田 安孝	2.56%	福田 安孝	2.17%
ザ バンク オブ ニューヨーク トリー ー ジャスデック アカウン ト	2.15%	ザ バンク オブ ニューヨーク ト リーー ジャスデック アカウ ント	1.82%
ザ チェース マンハッタンバンク エ ヌエイ ロンドン	1.91%	ザ チェース マンハッタンバンク エヌエイ ロンドン	1.62%
シービーエヌワイ ユーエムビー ファ ンド	1.70%	シービーエヌワイ ユーエムビー ファンド	1.44%

(注)株式会社山勝は、本第三者割当増資の払込期日において、当社主要株主となる予定です。詳細は、平成20年2月13日付「主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照下さい。

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

## 5. 業績への影響の見通し

本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンでの発行であり、新たな金利負担が発生しないため、本第三者割当増資を含め、今回の資本調達による今期業績への影響はございません。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資の払込金額は、平成 20 年 2 月 12 日時点における終値(ディスカウントなし)といたしました。

本新株予約権付社債は、①払込期日の約2年後において残存する本新株予約権付社債の全てが当社普通株式を対価として強制的に取得される強制取得条項が付されていること、②払込期日の約2ヵ月後以降、当社の判断によりいつでも、当社普通株式を対価として本新株予約権付社債の一部を取得する決議を行うことができる任意取得条項が付されていること、及び③払込期日の1年後、その時点の時価に応じて転換価額が修正され転換が促進されること、という特性があります。

上記の特性を踏まえ、本新株予約権付社債の発行条件(転換価額の修正時点における時価株価からのディスカウント率、払込金額、行使可能期間等)は、当社株式の流動性、株価変動率、社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等を勘案した結果、合理的であると判断いたしました。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する新株の株式数と本新株予約権付社債の潜在株式数の合計は、平成 20 年 2 月 12 日現在の発行済株式総数の 21.6%となります。「I. 1. 本第三者割当増資並びに本新株予約権付社債の発行の目的」に記載のとおり、早期の資本増強により、財務基盤をより強固なものとし、再び成長ステージに移行できるよう体制を整えることにより、企業価値及び株式価値の最大化を図れるものと考えており、今回の発行数量および株式の希薄化の規模は合理的であると考えられます。

(注) 上記の比率は、本新株予約権付社債の全てが当初転換価額で権利行使された場合に発行される株式数及び本第三者割当増資による発行株式数の合計を平成 20 年 2 月 12 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。

## 7. 本第三者割当増資の割当予定先、本新株予約権付社債の買取予定先および本交換社債の買取予定先の選定理由等

### (1) 本第三者割当増資の割当予定先並びに本新株予約権付社債の買取予定先および本交換社債の買取予定先の概要

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

## (i)本第三者割当増資の割当予定先

①	氏名	福田 吉孝	
②	住所	京都市右京区	
③	当社と割当予定先の関係等	資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成19年9月30日現在):28,023,247株
		取引関係	営業取引はございません。
		人的関係	当社代表取締役社長
		関連当事者への該当状況	該当事項はございません。

①	商号	株式会社山勝
②	事業内容	投資業
③	設立年月日	昭和58年9月22日
④	本店所在地	京都市西京区松室中溝町32番地7
⑤	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 福田 有希子
⑥	資本金	99百万円
⑦	発行済株式数	1,980株
⑧	純資産	4,719百万円(単体)
⑨	総資産	15,535百万円(単体)
⑩	決算期	3月31日
⑪	従業員数	3名(単体)
⑫	主要取引先	なし
⑬	大株主及び持株比率	株式会社アドタイム 100% 株式会社アドタイムは、当社代表取締役社長福田吉孝の親族が100%出資しております。
⑭	主要取引銀行	該当事項はございません。

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。



⑮	当社と 割当予定先の関係等	資本関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 ：なし 割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成19年9月30日現在)：13,351,500株
		取引関係	営業取引はございません。
		人的関係	当社代表取締役社長福田吉孝が取締役を、当社代表取締役社長の配偶者が代表取締役社長を、当社執行役員福田安孝が監査役をつとめております。
		関連当事者への 該当状況	該当事項はございません。

(注) 当社株式保有方針につきましては、割当新株式について、継続保有および預託に関する取り決めはありません。ただし、上記割当予定先との間において、割当新株式発行日(平成20年2月28日)より2年間に於いて、当該割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。

(ii) 本新株予約権付社債の買取予定先

氏名又は名称		リープ・リミテッド (Leap Ltd.)	
新株予約権付社債(額面)		2010年満期A号乃至G号ユーロ円建取得条項付転換社債型 新株予約権付社債(劣後特約付)(額面700億円)	
概要	住所	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、 クイーンズ・ゲイト・ハウス、私書箱1093	
	代表者の氏名	取締役 エリック・ロドリゲス	
	事業内容	有価証券の取得・保有・運用及び売却その他処分	
	大株主及び持株比率	メイプルズ・ファイナンス・リミテッド 100%	
当社と 買取予定先 の関係	出資関係	当社が保有している 買取予定先の株式数	該当事項はございません。
		買取予定先が保有し ている当社の株式数	該当事項はございません。
	取引関係	該当事項はございません。	
	人的関係	該当事項はございません。	

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

## (iii)本交換社債の買取予定先

① 商 号	野村證券株式会社		
② 事 業 内 容	金融商品取引業		
③ 設 立 年 月 日	平成 13 年 5 月 7 日		
④ 本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号		
⑤ 代表者の役職・氏名	取締役兼執行役社長 古賀 信行		
⑥ 資 本 金	10,000 百万円		
⑦ 発 行 済 株 式 数	201,410 株		
⑧ 純 資 産	841,922 百万円 (単体)		
⑨ 総 資 産	11,759,327 百万円 (単体)		
⑩ 決 算 期	3 月 31 日		
⑪ 従 業 員 数	11,891 名 (単体)		
⑫ 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体		
⑬ 大 株 主 及 び 持 株 比 率	野村ホールディングス (株) 100%		
⑭ 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、農林中央金庫		
⑮ 当 社 と 買 取 予 定 先 の 関 係 等	資 本 関 係	買取予定先が保有している当社の株式の数 (平成 19 年 9 月 30 日現在) : 118,650 株 当社が保有している買取予定先の株式の数 : なし	
	取 引 関 係	主幹事証券会社	
	人 的 関 係	該当事項はございません。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はございません。	
⑯ 最 近 3 年 間 の 業 績			
決 算 期	平成 17 年 3 月 期	平成 18 年 3 月 期	平成 19 年 3 月 期
営 業 収 益 (百万円)	571,830	842,612	770,358
営 業 利 益 (百万円)	175,085	386,130	266,507
経 常 利 益 (百万円)	177,302	386,153	266,699
当 期 純 利 益 (百万円)	103,509	232,028	150,702

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

1株当たり当期純利益(円)	513,919.86	1,152,019.42	748,233.51
1株当たり配当金(円)	475,000	450,000	1,000,000
1株当たり純資産(円)	3,785,032	4,462,051	4,770,995

(2) 本第三者割当増資の割当予定先並びに本交換社債の買取予定先を選定した理由

「I. 1. 本第三者割当増資並びに本新株予約権付社債の発行の目的」に記載している施策を遂行するため、経営者である当社代表取締役社長並びに当社代表取締役社長の親族が全額出資する法人の100%子会社を割当予定先としました。

野村證券株式会社は、当社の主幹事証券会社であること、当社のニーズを充足するスキームを提供する高い商品開発力と提案力を兼ね備えていること、等を総合的に勘案した上で、同社が本交換社債の全額を買取することを前提として、本新株予約権付社債を発行することといたしました。

(3) 本第三者割当増資の割当予定先、本新株予約権付社債の買取予定先および本交換社債の買取予定先の保有方針

本第三者割当増資の割当予定先である当社代表取締役社長等は、基本的に長期保有する方針です。

本新株予約権付社債の販売予定先であるリープ社は本新株予約権付社債を担保とし本交換社債を発行し、本交換社債は野村證券株式会社が全額買取の予定です。

本交換社債の買取予定先である野村證券株式会社は、本交換社債の交換の結果または取得の対価として交付を受けることとなる当社株式については適時適切に売却し、本交換社債についても売却する可能性があります。

II. 本第三者割当増資の概要

1. 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 25,440,000 株  
種 類 及 び 数
2. 払 込 金 額 1 株 につ き 1,966 円
3. 払 込 金 額 の 総 額 50,015,040,000 円
4. 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 25,007,520,000 円 (1 株 につ き 983 円)  
資 本 準 備 金 の 額 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 25,007,520,000 円 (1 株 につ き 983 円)
5. 割 当 先 及 び 福 田 吉 孝 10,180,000 株  
割 当 株 式 数 株 式 会 社 山 勝 15,260,000 株
6. 申 込 期 間 平 成 20 年 2 月 26 日 (火) から 平 成 20 年 2 月 27 日 (水) ま で
7. 払 込 期 日 平 成 20 年 2 月 28 日 (木)
8. 申 込 株 数 単 位 50 株
9. 上 記 各 号 に つ い て は、金 融 商 品 取 引 法 に よ る 届 出 の 効 力 発 生 を 条 件 と す る。

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

### Ⅲ. 本新株予約権付社債の概要

#### 1. 種類

当社が HSBC Corporate Trustee Company (UK) Limited(以下「受託会社」という。)との間で 2008 年 2 月 29 日(予定)(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)付をもって締結する信託証書(以下「信託証書」という。)に基づき発行する 2010 年満期 A 号ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「A 号新株予約権付社債」という。)、2010 年満期 B 号ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「B 号新株予約権付社債」という。)、2010 年満期 C 号ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「C 号新株予約権付社債」という。)、2010 年満期 D 号ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「D 号新株予約権付社債」という。)、2010 年満期 E 号ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「E 号新株予約権付社債」という。)、2010 年満期 F 号ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「F 号新株予約権付社債」という。)及び 2010 年満期 G 号ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「G 号新株予約権付社債」という。)

以下、別段の記載がない限り、A 号新株予約権付社債、B 号新株予約権付社債、C 号新株予約権付社債、D 号新株予約権付社債、E 号新株予約権付社債、F 号新株予約権付社債及び G 号新株予約権付社債に共通するものとし、それぞれを「本新株予約権付社債」、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。

#### 2. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとし、本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

#### 3. 本新株予約権付社債券の数

発行する本新株予約権付社債券の数は、A 号新株予約権付社債、B 号新株予約権付社債、C 号新株予約権付社債、D 号新株予約権付社債、E 号新株予約権付社債、F 号新株予約権付社債及び G 号新株予約権付社債のそれぞれにつき 2,000 枚とし、各本新株予約権付社債につき 1 枚の本新株予約権付社債券を発行する。なお、最終券面を発行するまで、本新株予約権付社債の総額に係る大券 1 枚を発行する。また、代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)を発行することがある。

#### 4. 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の 100%

#### 5. 本社債に関する事項

##### (1) 本社債の総額

A 号新株予約権付社債、B 号新株予約権付社債、C 号新株予約権付社債、D 号新株予約権付社債、E 号新株予約権付社債、F 号新株予約権付社債及び G 号新株予約権付社債のそれぞれにつき、100 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

計額

(2) 各本社債の額面金額

500 万円とする。なお、上記 3 記載の大券の場合は、当該大券に関する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

(3) 本社債の払込金額

本社債の額面金額の 100%

(4) 本社債の払込期日及び発行日

2008 年 2 月 29 日

(5) 本社債の満期償還

2010 年 3 月 1 日(償還期限)に本社債の額面金額の 100%で償還する。

(6) 償還の場所

下記(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の営業所において支払う。

(7) 当社による本新株予約権付社債の取得

(イ) 強制取得

当社は、本新株予約権付社債権者に対して 50 日以上 75 日以内の事前の通知をしたうえで、2010 年 2 月 26 日に、残存本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を交付財産(下記(ロ)に定義する。)と引換えに取得する。当社は、取得した本新株予約権付社債を直ちに消却する。

(ロ) 任意取得

当社は、2008 年 7 月 14 日から 2010 年 2 月 25 日までの間に、残存する本新株予約権付社債のうちの 1 回号又は 2 回号の全部(一部は不可)(以下「取得対象本新株予約権付社債」という。)を取得する旨を、取得対象本新株予約権付社債権者に対して 50 営業日以上事前の通知(以下「任意取得通知」という。)をしたうえで、任意取得通知に記載された取得日に、取得対象本新株予約権付社債を交付財産と引換えに取得することができる。任意取得通知は、A 号新株予約権付社債を最初とし、G 号新株予約権付社債を最後とする回号順で行うものとし、同時に複数の任意取得通知を行うことはできず、先立つ任意取得通知に係る取得対象本新株予約権付社債の取得の日の翌取引日までの間は、次の任意取得通知を行うことはできない。当社は、取得した取得対象本新株予約権付社債を直ちに消却する。

「取引日」とは、東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が開設されている日をいい、同取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)が発表されない日を含まない。

「交付財産」とは、取得日から 5 営業日前の日に取得対象本新株予約権付社債に係る本新株予約権が行使された場合に交付される数の当社普通株式(但し、1 単元に満たない株数及び 1 株未満の端数は切り捨てる。)及び下記 6 (10)記載の精算により支払われる金銭をいう。

(ハ) 組織再編等による強制取得

組織再編等(以下に定義する。)が生じたが、当社が下記 6 (12)(イ)記載の措置を講ずるこ

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

とができる旨の証明書を確認期日(以下に定義する。)までに受託会社に交付することができない場合、当社は、かかる措置が講じられない旨を確認期日の5営業日後の日に受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、原則として当該通知の日の45取引日後の日に、残存本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を交付財産と引換えに取得する。当社は、取得した本新株予約権付社債を直ちに消却する。

「組織再編等」とは、①当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)における(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iii)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。 )又は(iv)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)の承認決議の採択、並びに②その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り付けられることとなるものの総称をいう。

「確認期日」とは、組織再編等の効力発生日の60営業日前の日をいう。

#### (二) 公開買付けによる強制取得

金融商品取引法に従って、当社以外の者により当社普通株式の公開買付けが行われ、かつ、当社が金融商品取引法に従って当該公開買付けに賛同する意見を表明した場合には、当社は、上記意見表明日の5営業日後に受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、原則として当該通知の日の45取引日後の日に、残存本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を交付財産と引換えに取得する。当社は、取得した本新株予約権付社債を直ちに消却する。

上記(イ)乃至(ニ)の取得事由が複数発生した場合、最初に発生した取得事由が優先する。但し、最初に発生した取得事由に基づく取得日が2010年2月26日より後になる場合には、上記(イ)が優先する。

本(7)記載の当社による本新株予約権付社債の取得は、劣後事由の発生その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合には行わない。

#### (8) 買入の禁止

上記(7)記載の本新株予約権付社債の取得の場合を除き、当社及び当社の子会社は、公開市場を通じるかその他の方法によるかを問わず、本新株予約権付社債を買い入れることができない。

#### (9) 本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限

本社債には利息は付さない。

#### (10) 本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

HSBC Corporate Trustee Company (UK) Limited(主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

#### (11) 本新株予約権付社債に係る名簿管理人

HSBC Bank plc

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(12) 本社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(13) 劣後事由発生等に伴う期限の到来

劣後事由の発生その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の到来の通知を行ったときには、本社債につき期限が到来する。

(14) 劣後特約

(イ) 本社債に基づく支払義務は、当社の現在及び将来の全ての債務に劣後し、優先株式を含む全ての種類の株式に係る株主の請求権にのみ優先する。本社債の償還は、当社につき破産手続開始決定、会社更生手続開始決定若しくは民事再生手続開始決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合(以下総称して「劣後事由」という。)には、以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債の支払期限以前に、当社について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく支払請求権は、以下の条件が成就したときに限り発生する。

(停止条件)

破産手続の最後配当のための配当表に記載された全ての債権が、当該破産手続における配当により、その全額の弁済を受けられる(供託を含む。)ことが確実になったこと。

②会社更生の場合

本社債の支払期限以前に、当社について会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく支払請求権は、以下の条件が成就したときに限り発生する。

(停止条件)

当社について更生計画認可決定が確定した時における更生計画に記載された全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③民事再生の場合

本社債の支払期限以前に、当社について民事再生手続開始決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく支払請求権は、以下の条件が成就したときに限り発生する。

(停止条件)

当社について再生計画認可決定が確定した時における再生計画に記載された全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④日本法以外による倒産手続の場合

本社債の支払期限以前に、当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれらに準ずる手続が行われ、かつ当該手続が継続している場合、本社

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

債に基づく支払請求権は、当該手続において上記①乃至③記載の条件に準ずる条件が成就したときに、当該手続上発生する。但し、当該手続上かかる条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく支払請求権の効力はかかる条件に服することなく発生する。

(ロ) 変更の禁止

本(14)記載の各条項については、いかなる変更も認められない。

(ハ) 超過支払分の返還

劣後事由発生後に、本社債に基づく支払がなされたが、支払われた金額が本(14)記載の劣後特約を適切に適用した場合に支払われるべき金額を超過する場合、当該超過分の支払は無効とし、支払を受領した本新株予約権付社債権者は、当該超過分を当社に返還しなければならない。

(ニ) 相殺禁止

本新株予約権付社債権者は、劣後事由発生後、本(14)記載の劣後特約の適切な適用により、本社債に基づく支払請求権の弁済期が到来しない限り、当社に対して負う債務と本社債に基づく支払請求権とを相殺してはならない。

6. 本新株予約権に関する事項

(1) 発行する本新株予約権の総数

A号新株予約権付社債、B号新株予約権付社債、C号新株予約権付社債、D号新株予約権付社債、E号新株予約権付社債、F号新株予約権付社債及びG号新株予約権付社債のそれぞれにつき、2,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を500万円を除いた個数の合計数

(2) 本社債に付する本新株予約権の数

本社債に付する本新株予約権の数は、本社債の額面金額500万円につき1個とする。

(3) 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 本新株予約権の割当日

2008年2月29日

(5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(6)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、1,966円とする。

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。



- (ハ) 転換価額は、2009年2月27日の翌取引日(以下「修正日」という。)以降、2009年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の当社普通株式の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。但し、かかる計算の結果が3,932円(以下「上限転換価額」という。)を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円(以下「下限転換価額」という。)を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(ト)に準じて調整されるものとする。なお、修正日が下記(ニ)乃至(ヘ)に基づく修正後の転換価額を計算するために当社普通株式の終値を参照する取引日にあたる場合又は修正日において下記(ニ)乃至(ヘ)に基づく修正後の転換価額が適用されている場合は、当該修正の対象となる回号については本(ハ)に基づく転換価額の修正を行わない。
- (ニ) 上記5(7)(イ)乃至(ニ)記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、転換価額は、取得日に先立つ45取引日前の30連続取引日後の日の翌取引日以降、当該30連続取引日の当社普通株式の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。但し、かかる計算の結果が上限転換価額を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が下限転換価額を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。なお、上記5(7)(ロ)記載の当社による本新株予約権付社債の任意取得がなされる場合、転換価額の修正は取得の対象となる回号についてのみ行う。
- (ホ) 劣後事由が発生した場合、転換価額は、劣後事由発生の日以降の20連続営業日の最終日の翌営業日以降、当該20連続営業日の当社普通株式の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。但し、かかる計算の結果が上限転換価額を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が下限転換価額を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。
- (ヘ) (イ) 当社普通株式につき上場廃止事由に該当し得る事態が生じ、かつ、当社が上場廃止、取引停止、監理ポストへの割当て(監理銘柄の指定)若しくは整理ポストへの割当て(整理銘柄の指定)を防ぐ措置を講じないことを初めて公表した場合、又は(ii)東京証券取引所が流通株式比率の低下による当社普通株式の監理ポストへの割当て(監理銘柄の指定)を初めて公表した場合若しくは当社普通株式の整理ポストへの割当て(整理銘柄の指定)を初めて公表した場合、転換価額は、当該公表日から5営業日後の日以降の20連続営業日の最終日の翌営業日以降、当該20連続営業日の当社普通株式の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。但し、かかる計算の結果が上限転換価額を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が下限転換価額を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。本(ヘ)に基づく転換価額の修正は、当該修正と同一の事由に基づき上記(ニ)若しくは(ホ)に基づく転換価額の修正が行われている場合又は組織再編等が生じた場合には行わない。
- (ト) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

調整後  
転換価額

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(7) 本新株予約権を行使することができる期間

2008年3月10日から2010年2月27日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、上記5(7)(イ)乃至(ニ)記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合には、当該取得の5営業日前の日から取得日までの期間中、本新株予約権を行使することはできない。さらに、上記5(13)に基づき本社債の期限が到来した後は、本新株予約権を行使することはできない。

(8) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(9) 本新株予約権の行使の効力

上記5(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日の午後11時59分(ロンドン時間)(日本時間では翌暦日)に、本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、本新株予約権の行使の効力が発生する。

(10) 本新株予約権の行使により発生する単元未満株式の買取

本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当社は会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。但し、かかる承継及

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるようにするものとする。本(イ)に記載の当社の義務は、当社が受託会社に対して上記5(7)(ハ)記載の証明書を交付することができない場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(6)(ハ)乃至(ト)と同様の修正及び調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(7)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨当社による新株予約権付社債の取得

承継会社は、上記 5(7)の定めに基づいて承継会社等の新株予約権付社債を取得するものとする。

⑩その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(13) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

7. 特約

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

8. 準拠法

英国法

9. 発行場所

連合王国ロンドン市

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

10. 募集方法  
Nomura International plc の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。
11. 上場取引所  
該当なし。
12. 本新株予約権に係るカストディアン  
HSBC Bank plc

以 上

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。